



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年10月18日(金) 号外(第8号)

目次

告 示		ページ
○災害救助法の適用(危機管理室)		2
○同		2

■ 告 示

◎群馬県告示第172号

令和元年台風第19号に伴う災害について、次のとおり災害救助法(昭和22年法律第118号)を適用した。

令和元年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 法適用日 令和元年10月12日
- 2 適用地域 伊勢崎市、榛東村、玉村町、大泉町

◎群馬県告示第173号

令和元年台風第19号に伴う災害について、災害救助法(昭和22年法律第118号)第13条第1項の規定により、群馬県知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を令和元年10月12日から伊勢崎市長、榛東村長、玉村町長、大泉町長(計4市町村長)が行うこととした。

令和元年10月18日

群馬県知事 山本 一 太